

構造改革特別区域計画

1 構造改革特別区域計画の作成主体の名称

長野県南佐久郡川上村

2 構造改革特別区域の名称

川上村福祉有償運送特区

3 構造改革特別区域の範囲

長野県南佐久郡川上村の全域

4 構造改革特別区域の特性

川上村は、長野県の東南端に位置し、信濃川に至る千曲川源流の里である。村の総面積は209.61km²で、東西に細長く8つの集落を形成している村である。人口は平成17年9月1日現在で4,640人であり、平成10年度以降微減の傾向にある。

65歳以上の人口は1,176人(平成17年4月1日現在)で高齢化率25.2%となっており、平成19年度には、26.5%になると推計されている。要支援・要介護認定者数190人(平成17年4月1日現在)、身体障害者手帳交付者数163人(平成17年4月1日現在)、療育手帳交付者数28人(平成17年4月1日現在)、精神障害者福祉手帳交付者数19人(平成17年4月1日現在)で、いずれの所持者も増加の傾向にあり、移動制約者は、約400人になっている。

公共交通機関はJR小海線と村内1路線の村営バス及び民間タクシー会社が1社あるが、これらの公共交通機関では歩行困難者や車イス利用者のための特殊な設備を有した運送手段がなく、また、運行本数も少ないため、移動制約者に対する十分な輸送サービスが確保されていない。

このため移動制約者は、家族や親戚等による通院介助や医師や看護師による往診等を受けざるを得ず、また買い物等日常生活にも不便を強いられているのが現状である。

こうした状況から、当村としては、移動制約者に対する新しい移動支援策として、公共交通機関等ではカバーできない部分を福祉有償運送で補完することにより、地域福祉の増進を図る。

5 構造改革特別区域計画の意義

営利企業の参入が困難な当村において、社会福祉協議会等が地域住民の要望に応えるため、地域に根ざした総合支援の一環としての輸送サービスを実施することにより、要支援・要介護者、身体障害者、知的障害者、精神障害者等の移動制約者が、地域社会

に密接な移動手段を確保し、健全な生活をする事が可能となる。

6 構造改革特別区域計画の目標

移動制約者に対し社会福祉協議会等が福祉有償運送サービスを実施するに当り、福祉車両のほか、一般的なセダン型車両も利用できるようにすることにより、移動制約者がバス、タクシー等の一般の交通機関だけでなく、移動制約者の実情に応じて判断し、広範な移動手段を選択することができる環境づくりを進める。

このような福祉有償運送の実施が可能になることにより、移動制約者が安心して生活できるようになるとともに、第4次川上村総合計画の中にある、自助、互助、公助の役割を確認し、村、家族、事業者等のネットワークをつくり、在宅福祉の充実を図ることにつながる。

7 構造改革特別区域計画の実施が構造改革特別区域に及ぼす経済的社会的効果

福祉有償運送により移動制約者の希望に応じた時間等にサービスが提供される。また、移動制約者の中には、外に出る手段がなく、家にこもりがちな方もいる。このような方々が、通院など必要にせまられた外出だけでなく、地域活動、余暇活動への積極的な参加等、家の中から一歩外に出る機会を広げることができる。さらに、移動制約者の介護・介助を担っている家族等にとって、通院等送迎による時間的な拘束の負担が軽減される事が期待できる。

今後、高齢化の進展により、移動制約者の増加は必至であり、当村社会福祉協議会等の活動により、住民意識の向上が図られる。

8 特定事業の名称

NPO等によるボランティア輸送としての有償運送における使用車両の拡大事業
1206(1216)

9 構造改革特別区域において実施し又はその実施を促進しようとする特定事業に関する事業その他の構造改革特別区域計画の実施に関し地方公共団体が必要と認める事項

(1) 高齢者・障害者バス無料乗車券の交付

高齢者・障害者に村営バス無料券を交付する。

・利用対象者

70歳以上の高齢者、身体障害者手帳、知的障害者手帳、精神障害者福祉手帳の交付を受けている者。

別紙 構造改革特別区域において実施し又はその実施を促進しようとする特定事業の
内容、実施主体及び開始の日並びに特定事業ごとに規制の特例措置の内容

別紙

1 特定事業の名称

1206(1216)

NPO等によるボランティア輸送としての有償運送における使用車両の拡大事業

2 当該規制の特例措置の適用を受けようとする者

特区内の社会福祉法人等

3 当該規則の特例措置の適用の開始の日

構造改革特別区域計画認定日

4 特定事業の内容

(1) 運送主体

社会福祉法人川上村社会福祉協議会等

(2) 事業がおこなわれる地域

出発地又は到着地が川上村

(3) 事業により実現される行為

移動制約者（要支援・要介護認定者、身体障害者、知的障害者、精神障害者、その他）で、あらかじめ輸送実施主体に登録をした会員及びその同伴者に対し、セダン型車両を使用して、有償運送サービスを提供する。

5 当該規制の特例措置の内容

JR小海線と村内1路線の村営バス及び民間タクシー会社が1社あるが、これらの公共交通機関では歩行困難者や車イス利用者のための特殊な設備を有した運送手段がない状況である。また、運行本数も少ないため、移動制約者に対する十分な輸送サービスが確保されておらず、新しい移動支援策として福祉有償運送サービスの提供を行う。

なお、事業の実施管理のため、川上村福祉有償運送運営協議会を設置し、次の事項の協議・調整を行う。

(1) 川上村福祉有償運送運営協議会

協議会の構成

協議会の委員は、10名以内で構成し、次に掲げる者の中から村長が委嘱する。

- ・村長又はその指名する職員
- ・地方運輸局長若しくは運輸支局長又はその指名する職員
- ・想定される有償運送の利用者の代表

- ・タクシー等関係公共交通機関の代表
- ・公共交通に関する学識経験者

協議会の開催

- ・協議会の会議は、同会議で選任された会長が招集し、議長となる。
- ・会議は、次に掲げる場合に開催する
 - 法第80条第1項の許可又は変更及び更新の申請が行われるとき
 - 福祉輸送サービス事業の適正実施に不備が生じたとき
 - その他福祉輸送サービス事業の適正実施に必要があるとき
- ・会議は、委員の過半数の出席がなければ開催することはできない。
- ・会長は、必要に応じ申請書に協議会への出席を求め、説明を聞く事ができる。

(2) 輸送の対象者

事業の利用対象者は村内に住所を要する者で、次の要件をすべて満たすものとする。

社会福祉協議会にあらかじめ登録した会員及び付添人

以下のいずれかに該当する者であって、日常の外出において単独でバス、タクシー等の公共交通機関の利用が困難なもの

- ・介護保険法（平成9年法律第123号）第7条第3項にいう「要介護者」及び第4項にいう「要支援者」
- ・身体障害者福祉法（昭和24年法律第238号）に基づき身体障害者手帳の交付を受けている者
- ・肢体不自由若しくは内部障害（人工血液透析を受けている場合を含む）又は精神障害若しくは知的障害等により単独での歩行が困難な者であって上記2つに該当しない者

(3) 運送主体

事業の実施主体は、社会福祉法人川上村社会福祉協議会に限るものとする。

使用車両

- ・車イス若しくはストレッチャーのためのリフト、スロープ、寝台等の特殊な設備又は回転シート、リフトアップシート等の乗降を容易にする装置を要する自動車及びセダン型などの一般車両によるものとする。
- ・道路運送法第80条第1項に基づく許可に係る有償運送であること、運賃及び料金、運転者の氏名並びに自動車登録番号等について、利用者に見やすいように掲示しなければならない。

運転者

- ・普通第二種免許を有することを基本とする。
- ・前項によりがたい場合は、次の下記をすべて満たす者であって、十分な能力及び経験を有すると認められた者は、運転に従事できるものとする。
 - 普通第一種免許を取得後3年以上が経過し、直近の2年間に1日以上の運転免許停止処分を受けたことのない者
 - 移送サービス運営マニュアル編集委員会が発行するテキスト等に基づき社会福祉協議会が自主的に行う福祉輸送に関する研修

損害賠償措置

- ・事業に使用する車両すべてについて、対人無制限及び対物1,000万円以上の任意保険若しくは共済（搭乗者障害を対象に含むものに限る）に加入しなければならない。

利用料金

- ・村内を経営範囲とする一般乗用旅客自動車運送事業の上限運賃のおおむね2分の1を目安に、営利に至らない範囲で定めるものとする。

運行管理体制

- ・事業の実施に当たり、運行管理責任者を定め、運行管理体制を整備し安全の確保に努めなければならない。
- ・村と連携を取りながら、利用者等からの苦情に対し適切に対応し、記録する体制を整えるとともに、責任者が明確にしなければならない。